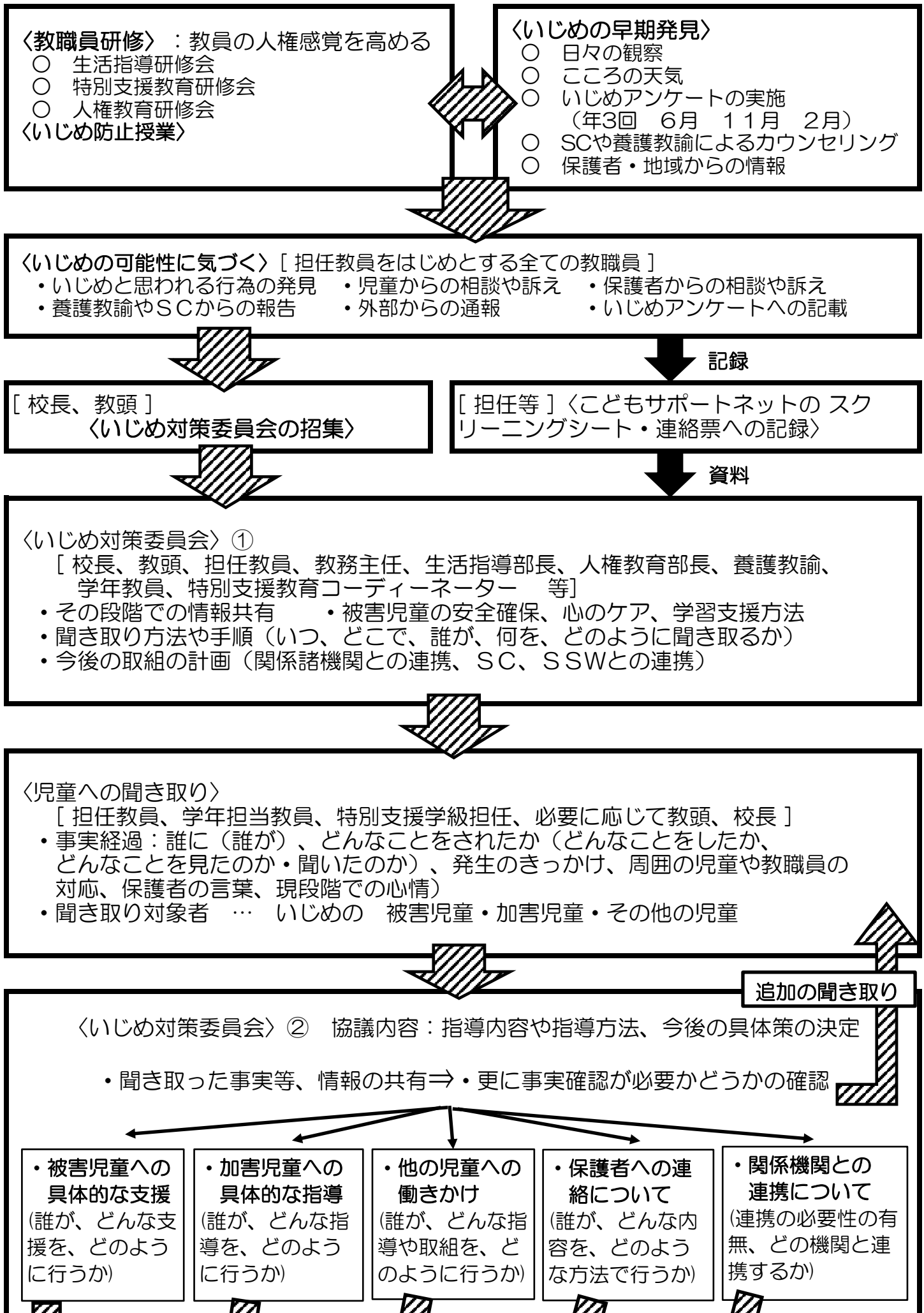
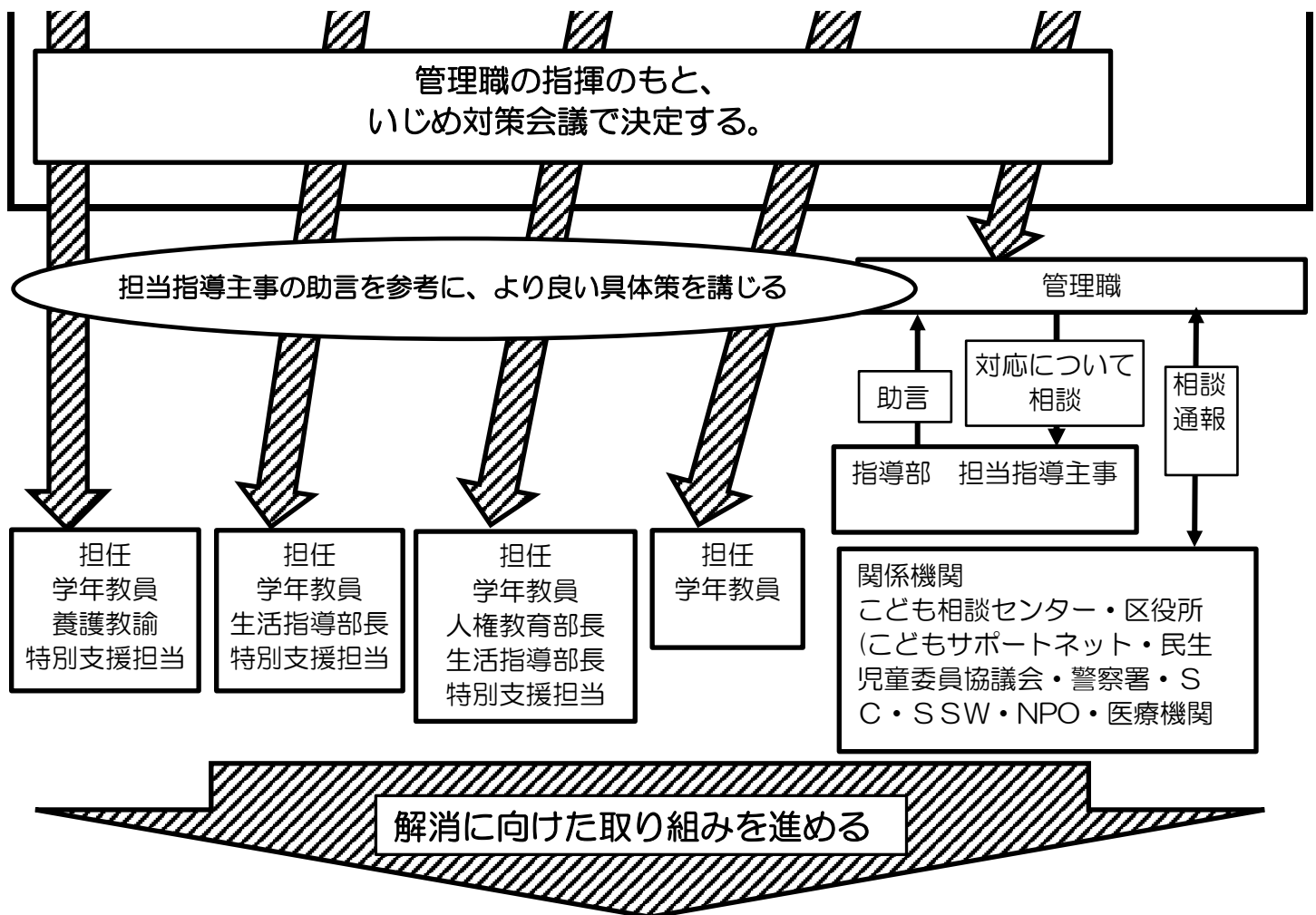


【大阪市立片江小学校 いじめ対応フローチャート】





〈いじめ対策委員会〉③～（必要に応じて開催）

協議内容：各取り組み（指導・支援・実践・連絡等）の進捗状況の管理と共有
さらなる対応の検討

- ・被害児童の安全確保、心のケア、学習支援についての報告と、さらなる対応の検討
- ・加害児童への指導についての報告と、さらなる対応の検討
- ・保護者への連絡、対応についての報告と、さらなる対応の検討
- ・SSWやスクールロイヤーなどからの助言をふまえた対応の検討
- ・関係機関との連携についての報告と、さらなる対応の検討

全教職員による日々の見守り と 情報の収集

- ・被害児童に対する、心理的もしくは物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続している。
- ・いじめがなくなっていると判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心理的にも身体的にも苦痛を感じていないと認められる。
- ・被害児童本人とその保護者に対し、心理的にも身体的にも苦痛を感じていないかどうか、面談により確認することができる。

以上の要件がすべて満たされる

いじめ解消と判断する